

○ 稲川土地改良区定款

昭和47年5月16日制定
〔認可〕

改正 昭和52年2月7日 昭和56年1月29日
昭和57年5月22日 昭和58年12月10日
昭和60年3月5日 昭和62年11月4日
昭和63年3月17日 平成4年6月1日
平成7年12月6日 平成9年3月21日
平成12年3月9日 平成13年3月9日
平成14年3月7日 平成17年12月12日
平成22年3月26日 平成22年9月10日
平成23年3月2日 平成23年9月2日
平成24年3月14日 平成25年3月19日
平成26年3月12日 平成27年3月11日
平成27年8月28日 平成28年3月11日
平成29年3月10日 平成30年3月9日

第1章 総則

（目的）

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第2条 この土地改良区は、稲川土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、指令耕建第552号である。

（地区）

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

（事業）

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 東福寺ため池堰堤、地区内に灌漑する沼堤の改修並びに維持管理
- (2) 皆瀬川、成瀬川、落合川、大谷川、大小沢川及び駒形黒沢川から引水する灌漑施設並びに皆瀬川、成瀬川、大谷川、大小沢川及び駒形黒沢川への排水施設の新設、改修並びに維持管理
- (3) 地区全域にわたる農道の新設、改修並びに維持管理
- (4) 農用地の改善及びその保全、若しくは利用上必要な施設の災害復旧
- (5) この土地改良区は第1号、第2号の維持管理に附帯して地区内における共同施

行事業で造成した施設の管理業務を受託することができる。

- (6) 戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業（秋田県農林漁業振興臨時対策基金事業）に係る次の業務
- 一 戦略作物高収量・高品質実現排水強化事業モミガラ補助暗渠単独施工型
 - 二 戦略作物高収量・高品質実現排水強化事業水田排水総合強化型
 - 三 農業水利施設長寿命化対策支援事業
 - 四 地下かんがいシステム導入支援事業
- (7) 農業基盤整備促進事業（定額助成）
- (8) 農業水利施設保全合理化事業
- (9) 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業
- (10) 農地耕作条件改善事業
- (11) 水田畑地化基盤整備事業
- 2 この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託された場合は、これを受託し、譲与された場合はこれを譲受する。また、湯沢市・秋田県土地改良事業団体連合会など関係団体より農業農村整備に係る事務若しくは事業を委託された場合、土地改良区の業務に支障がないと判断された場合は、これを受託することができる。
- 3 この土地改良区は、その事業を害しない範囲内で当該施設を外の目的に使用させることができる。
- 4 この土地改良区は、第1項の事業を行うにあたり、多面的機能支払交付金に係る当該活動組織に参画する場合にあって、当該活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。

（事務所の所在地）

第5条 この土地改良区の事務所は、秋田県湯沢市川連町字上平城120番地に置く。

（公告の方法）

- 第6条** この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町の掲示場に掲示してこれをする。
- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、又は秋田魁新報に掲載するものとする。

第2章 会議

（総代会）

第7条 この土地改良区に総会に代るべき総代会を設ける。

（総代の定数及び選挙区）

第8条 総代の定数は45人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	総代数
第1区	湯沢市皆瀬地区	2人
第2区	湯沢市稲庭地区	6人

第 3 区	湯 沢 市 三 梨 地 区	1 1 人
第 4 区	湯 沢 市 川 連 地 区	8 人
第 5 区	湯 沢 市 駒 形 地 区	1 3 人
第 6 区	横 手 市 増 田 地 区	5 人

（選挙人名簿の縦覧）

第 9 条 理事は総代の任期満了による総選挙にあつてはその任期満了の日前 45 日から、その他の選挙にあつてはこれを行うべき事由が生じた日以後速やかに、その指定した場所において選挙人名簿の関係部分を 5 日間、関係組合員の縦覧に供さなければならない。

2 前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前 3 日までに公告しなければならない。

（異議の申出等）

第 10 条 関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認められるときは、縦覧期間内に、文書で理事に異議を申出ることができる。

2 理事は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申し出を受けた日から 3 日以内にその異議の申し出が正当であるかないかを決定しなければならない。その

異議の申出を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを公告しなければならない。

その異議の申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

3 選挙人名簿は、総代選挙の期日前 6 日をもって確定する。

（単記制）

第 11 条 総代の選挙にあたり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は、1 人とする。

（通常総代会の時期）

第 12 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする。

（議決方法の特例等）

第 13 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規程の設定、変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 14 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決すること

ができる。

（議長）

第15条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

（役員の数）

第16条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

（役員選挙）

第17条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

（理事長及び副理事長）

第18条 理事は理事長及び副理事長各1人を互選するものとする。

第19条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、業務を処理する。ただし、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長、副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長、副理事長が欠員のときはその職務を行う。

（事務の決定）

第20条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な仕事については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第21条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の仕事及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員任期等）

第22条 役員任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の日から起算する。ただし、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という）第29条の2及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかる時、その任期は前項ただ

し書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

（役員の失職）

第23条 理事又は監事が、その被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

（経費の分担の基準）

第24条 第4条第1項第1号から第4号までの事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

（負担金及び分担金）

第25条 この土地改良区は法第91条及び定款第4条に掲げる事業の規定に基づき、稲川地区県営かんがい排水事業及び駒形地区担い手育成基盤整備事業（高度利用型）並びに稲庭地区県営農業用河川工作物応急対策事業、県営水田畑地化基盤整備事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

3 第1項の分担金に充てるための賦課金のうち、暗渠排水事業に係るものは、前項の規定に拘らず、当該事業の施行に係る土地につき、事業費割に賦課する。

第25条の2 この土地改良区は、戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業及び県営地下かんがいシステム導入支援事業に要する経費の一部を負担する。

2 前項の経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。また、県営地下かんがいシステム導入支援事業の施行に係る土地については事業費割に賦課する。

（徴収の方法）

第26条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の履行）

第27条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（特別徴収金）

第27条の2 法第36条の2の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令（昭和

24年政令第295号）第47条の2の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第27条の3 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第28条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

第29条 第24条、第25条、第25条の2、第27条の2又は第27条の3の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、納期限の翌日から起算して1か月を超えてこれを滞納し、又は夫役現品につき出役期間の末日の翌日から起算して1か月を超えてこれを履行せず、若しくは夫役現品に代る金銭を納めない場合には、その滞納日数に応じて滞納額につき年14.6パーセントの割合で計算した額の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

（課及び委員会）

第30条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として課を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各課又は各委員会ごとに担当理事を定める。

（加入金）

第31条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10アールにつき金50,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

（賦課金以外の徴収金についての過怠金）

第32条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については第29条の規定を準用する。

（基本財産）

第33条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

（財産の分配制限）

第34条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

（事業年度）

第35条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則（昭和47年5月16日認可）

この定款は、認可の日から施行する。

附 則（昭和52年2月7日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和56年1月29日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和57年5月22日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和59年1月30日認可）

- 1 この定款変更中、第8条の規定の変更は現在の総代の任期満了、その他の事由による次期総選挙のときから適用し、それまではなお、従前の例による。
ただし、現に総代である者の任期中に総代の定数に欠員が生じた場合は、その減少後の数が改正後の定款第8条に規定する定数に至るまでは、その数を以って定数とみなす。
- 2 この定款変更中、第16条の規定の変更は、現在の役員任期満了、その他の事由による次期総選挙のときから適用し、それまではなお、従前の例による。
ただし、現に役員である者の任期中に役員定数に欠員が生じた場合は、その減少後の数が改正後の定款第16条に規定する定数に至るまでは、その数を以って定数とみなす。又、役員選挙規程第2条変更中の規定も同じである。
- 3 この定款変更中、第18条及び第19条の規定の変更は、現在の役員任期満了のときから適用し、それまではなお、従前の例による。
- 4 この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和60年6月24日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和62年11月4日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 17 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 1 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 8 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 9 年 5 月 16 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 5 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 12 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 9 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 28 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日認可）

1. この定款変更中、第 16 条の規定の変更は、現在役員の任期満了、その他の事由による次期総選挙のときから適用し、それまではなお、従前の例による。

ただし、現役員である者の任期中に役員の定数に欠員を生じた場合は、その減少後の数が改正後の定数に至るまでは、その数をもって定数とみなす。また、定款付属書役員選挙規程第 2 条についても同様とする。

2. この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 10 日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成27年9月11日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成29年3月17日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

別表

地 域 調 書

定款の基本となるべき事項
地区となるべき地域

地区名	大字名	小 字 名					
皆 瀬	皆 瀬	藤 倉	白 沢	塞 神	雨 生	稗 田 沢	弥 兵 原 川 五
稲 庭	稲 庭 町	二 階	大 谷	小 沢	大 小 沢 出 口	早 坂	早 坂 下
		山ノ下	内記川原	八郷川原	万 田 平	榎	三 嶋
		中 嶋	八 郷	稲 庭	大 森 沢	中 川 原	新 町 下
		沢 口	沢 口 台	五社ヶ沢	新 城	新 城 台	谷 地
		新屋布	観 音 寺	高 野	鍛 冶 屋 布	桃 倉	下 桃 倉
		玉ヶ沢	朝 月	日 照 田	岩 城	上 川 原	下 川 原
		上 段					
三 梨	三 梨 町	上 堀	下 堀	上 猿 城	下 猿 城	猿 城	新 処
		新 処 下	桜 田	熊ノ堂	菰 田	棚 山	百 目 木
		樽 木	高 檀	御 嶽 堂	烏帽子橋	上 宿	上 宿 下
		下 宿	四 日 市	間 明 田	白 旗	古 三 梨	清 水 小 屋
		清 水 小 屋 川 原	上 久 保	京 政	京 下 川 原	羽 竜	羽 竜 下 川 原
		下 羽 竜	羽 竜 北 平	沼 頭	沼 尻	前 平	北 平
		山 崎	長 者 森	滝 の 上	八 長 瀬 根 下	沢 尻	宮 田 屋 布 前
		宮 田 下 川 原	宮 田 若 神 子	宮 田 岩 留	宮 田	宮 田 明 神 堂	飯 田 上 野 沢
		飯 田 前 森	飯 田 萱 場 沢	飯 田 掬 下	飯 田 石 野 川 原	飯 田 稻 荷 田	飯 田 稻 荷 山
		飯 田 葦 谷 地	飯 田 志 々 鼻	飯 田 上 野	飯 田 上 飯 田	飯 田 二 ツ 森	
川 連	川 連 町	大 館 中 野	大 館 水 川	天 王	大 館 山 王	大 館 山 王	大 館 城 面
		大 館	大 館 千 刈	大 館 布 前	大 館 疔 橋	下 平 城	上 平 城
		大 館 川 原	黒 森	中 久 保	大 関 下	万 九 郎 屋 布	大 掬 下
		大 田 面	村 下	平 城 下	道 上	道 下	田 屋 面
		掬 上	掬 下	高 橋	大 関 合	獅 子 森	清 水 屋 布
		杉 田	外 堀	上 野	烏 ヶ 出	野 村	助 四 郎 谷 地
		高 掬 下	久 保				

駒形	駒形町	八面	八面宮ノ前	八面仙道	八面仙道面	八面佐野面	八面袖沢
		八面林	八面村上	八面越後	八面西川連	八面中川原	八面狐塚
		八面弥後川原	八面雪戸	八面村尻	八面松館	八面清水田	大門下川原
		大門舟橋	大門中曾根	大門牡丹野	三又	三又清水	三又中村
		三又北田	三又林腰	三又古川端	三又明戸	三又下川原	三又高村
		三又前田面	三又南	三又柳	三又白幡	三又森	三又森腰
		三又永段	三又沖	三又上羽場	東福寺張山	東福寺中添	東福寺太田
		東福寺掬	東福寺森合	東福寺森下	東福寺内野	東福寺上野	東福寺前田面
		東福寺白沢	東福寺内田	東福寺上村	東福寺南面	東福寺山根	東福寺小松沢
		東福寺沖	東福寺山崎	東福寺村上	東福寺両替	大倉上岩ノ下	大倉下岩ノ下
		大倉下沢田	大倉上北田	大倉下北田	大倉柿木沢	大倉藩添	大倉野田
大倉新山	大倉太田	大倉赤坂山	大倉笹原山	大倉若林山	大倉上沢田		
増田町	戸波	門口	堂ノ下				
	三又	羽場	五輪羽場	稲荷下			
	熊淵	掬上	中谷地	飯館	掬下	山根大堰下	大和沢
		小赤坂					
荻袋	中川原	荻袋	真当	片倉	安養寺野	安養寺後	
	萱刈場						

以上一円の田

稲川土地改良区定款付属書役員選挙規程

（役員の被選挙権）

第1条 次に掲げる者は、役員_の被選挙権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 年齢25年未満の者
- (4) 成年被後見人又は被保佐人
- (5) 破産者で復権できないもの
- (6) 禁固以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの、又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

（役員_の選挙）

第2条 役員は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

2 前項の規定による役員_の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員_の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	定数	
		理事	監事
第1被選挙区	湯沢市稲庭・皆瀬地区	2人	1人
第2被選挙区	湯沢市三梨地区	2人	1人
第3被選挙区	湯沢市川連地区	2人	
第4被選挙区	湯沢市駒形地区	3人	1人
第5被選挙区	横手市増田地区	1人	

3 被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、次の土地の所在による。

- (1) 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第4条第4項後段の規定による指定に係る土地があるときは、当該土地。
- (2) 前号に掲げるとき以外のときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届けがないときは、土地改良区が指定した土地）

（選挙の時期）

第3条 役員_の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙_にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選挙の通知及び公告）

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに書面をもって総代に通知し、かつ、公告するものとする。

2 前項の通知及び公告には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事又は監事の数（被選挙区ごとのそれぞれの数。以下同じ。）及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数に記載するものとする。

（選挙の管理等）

第5条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

第6条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第8条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

第7条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聞いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 第5条第2項の場合には、開票に関する次第は選挙録中に併せて記載することができる。

第9条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙にかかる役員の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

第10条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中から各3人を指名するものとする。

2 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。

3 役員の候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

（選挙の制限）

第11条 選挙は、総代の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。

（投票）

第12条 投票は、選挙の当日、総代自ら、総代名簿との対照を経て、投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において総代に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数は、1人とする。

4 第4条の規定により公告した投票開始の時刻に総代会に出席していない者は、投票することができない。

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聞いて、投票管理者が決定するものとする。

（投票の無効）

第14条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 理事又は監事の候補者の氏名の外他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

(3) 理事又は監事の候補者以外の者の氏名を記載したもの

(4) 第16条の規定により理事又は監事の候補者となることができない者（前号に規定する者を除く。）の氏名を記載したもの

(5) 被選挙権のない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

(6) 理事又は監事の候補者の氏名を自書しないもの

(7) 理事又は監事の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(8) 被選挙区につき2人以上の理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

(9) 当該被選挙区に所属しない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

（候補者の立候補等の届出）

第15条 組合員でなければ役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

2 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から選挙の期日の3日前までの間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

3 役員の候補者を推薦するには、組合員5人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、役員候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を選挙の期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

- 5 役員の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦した者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 6 第4項の公告のあった日以降において前項の届出があったとき、又は役員の候補者が死亡し、若しくは第17条の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

（立候補の制限）

第16条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、又は役員の候補者に推薦されることはできない。

- 2 理事の候補者となった者は、同時に監事の候補者となることはできず、監事の候補者となった者は、同時に理事の候補者となることはできない。
- 3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、役員の候補者となることはできない。

（立候補等の辞退とみなされる場合）

第17条 役員の候補者が前条第3項の規定により役員の候補者となることができないう者となったときは、役員の候補者たることを辞したものとみなす。

（当選人の決定）

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の数で有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票数がなければならぬ。

- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

（無投票の当選）

第19条 理事若しくは監事の候補者の数がその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数を超えないとき、又はこえなくなったときは、投票は行わない。

- 2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該役員の候補者をもって当選人と定めなければならない。
- 3 前項の場合において、当該役員の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。

（当選人の失格）

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又は、その所属する被選挙区を異動したときは、当選を失う。

（当選の公告）

第21条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

（繰上補充）

第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事又は監事の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

（当選の確定及び役員の就任）

第23条 選挙管理者は、第21条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の期間満了の翌日当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、役員に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任役員の任期満了後における次条の規定による当選、第25条の規定による選挙及び第27条の規定による選挙並びに土地改

良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第29条の2の規定による改選、法第29条の3の規定による選挙及び法第134条第2項の規定による改選の場合を除き、公告のときが現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

（当選の取消の場合の措置）

第24条 法第136条の規定により当選の取消があったときは、直ちに第18条の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

（再選挙）

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合は、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消の場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。）には、その不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

（補欠役員の繰上補充）

第26条 選挙後1箇年以内に役員欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかった者がいるときは、理事長は第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

（補欠選挙）

第27条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3箇月以内であるときは、次の総代会まで補欠選挙を行わないことができる。

（総選挙）

第28条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人のすべてがないとき、又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。